



発行所 日本看護連盟  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627  
発行人 高原静子

No. 440

「mini アンフィニ」FAX配信  
休止のお知らせ  
(文末をご覧ください)

2024年6月28日号

詳細版

## 石田まさひろ参議院議員が5月23日、 厚生労働委員会で質問しました

### 〈質問の要旨〉

- ①子どもの成長場面での関わりを大切にした育児休暇の実現
- ②男性が実際に取得した育児休業の把握を
- ③夜勤などの特別な働き方をする人の仕事・子育ての両立支援
- ④交代制勤務の在り方の抜本的な見直しを

石田まさひろ参議院議員は、2024(令和6)年5月23日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案」を議題とした厚生労働委員会において、「多様な働き方へのきめ細かな対応」「働き方改革が進む中で交代制勤務における新たな課題」を焦点に質疑を行いました。

### ●諸外国と足並みをそろえ、子どもの成長過程に合わせた育児休暇の仕組みの実現

育児休業制度の対象年齢は、日本は原則満1歳だが、ドイツでは8歳、イギリスでは18歳である。誤解なきように言えば、給付のある年齢は、大体出生後1年であり、日本も遙色ない。しかし、諸外国は子育てを、出産・育児・時短勤務・保育園など個別のサービスでは

なく、子どもの成長と親子関係という、長期間にわたる視点から広く考えた政策であると思う。日本でもさまざまな制度の連携や窓口の一本化などの工夫は見られるが、根本的な考え方を変え、育児休暇が赤ちゃんの世話をするための休みではなく、仕事をしながらも場面場面での子どもとの関わりを大切にして、子どもと共に成長するための休暇としていかなければならぬ。また、それをどう具体化していくか、その考え方をどう周知していくかが重要だ。

#### 【武見敬三・厚生労働大臣】

昨年12月に閣議決定されたことでも未来戦略にも明記されたように、全ての子ども・子育て世帯を対象に、ライフステージ全体を俯瞰して切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き、共育てを推進していくための総合的な政策を推進していく。

その上で、今回の法案では、仕事と育児の両立支援を具体化するという観点から、

- ①事業主に柔軟な働き方を実現するための措置を義務付け、
  - ②事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定する際に労働時間の状況に関する  
数値目標の設定
- などを義務付けた。

### ●男性による育児休業の実態の把握

男性の育児休業は、最も重視すべき政策と考えている。取得率は2022(令和4)年で17.1%というデータがあるが、何人が取得したかがわかるものの、それぞれどのくらいの日数を取得したかはわからない。特に、女性の取得率と取得日数の掛け算と、男性のそれの比較の推移などは重要なデータであるはずだ。日数別にもきちんと把握できる指標へと改善してほしい。

#### 【堀井奈津子・厚生労働省 雇用環境・均等局長】

雇用均等基本調査において、育児休業に関するデータ等をとっており、男女別の育児休業の取得率、男女別の育児休業の取得期間別の復職者数を把握している。期間別の復職者数については、現状、5日未満、5日から2週間未満、2週間から1か月未満という幅を持たせた期間別の調査をしているのみだ。

### ●ひとり親世帯の夜勤者などにも対応したきめ細やかな政策を

例えばこんな話がある。小学生の子どもがいるシングルマザーの看護師は、夜勤時には勤務先の病院の託児所に子どもを預ける。ところが、子どもが小学校に登校する時間にはまだ仕事が終わっていないので、託児所からタクシーで小学校まで通わせている。夜勤の手当はほとんどタクシ一代でなくなってしまう。だからといって、人手不足のために夜勤をやめるわけにはいかない……。

こういうケースに対応するには、現状では未就学児までが対象の深夜業の制限を、小学生まで広げる、子どもの送迎の支援をするなどの様々な方法が必要かと思う。またその支援は、継続性、一貫性をもったものであることが大切だ。

#### 【堀井奈津子・厚生労働省 雇用環境・均等局長】

深夜業の制限に関して、育児・介護休業法上の措置を一律に延長することは慎重に検討する必要がある。一方で、ご指摘のような様々な事情に対応するために、今回の法案では、労働者の個別の意向の確認と、その意向へ配慮する仕組みを設けたところだ。

### ●改めて交代制勤務の抜本的な見直しを求める

以前も求めたことである。働き方改革が進み、育児休業や時短勤務がしやすくなつて退職者が少なくなったのはよいが、病院などでは夜勤免除者が増えることで夜勤者が確保できず、病床の縮小の検討をしなければならなくなつたという話をよく聞く。さらに夜勤には、この問題に加えて時差によって体に相当な影響を与えるといった問題もある。厚生労働省においても、交代制勤務の在り方などについて、さらなる研究と検討を進めていただきたい。

#### 【浅沼一成・厚生労働省 医政局長】

交代制勤務を行う看護職員は、勤務時間帯が変更され生活リズムがずれることで疲労が蓄積することが考えられ、こうした職員の負担の軽減を図っていくことは重要だと認識している。厚生労働省としては、医療機関における夜勤負担の軽減につながった取組事例の周知や、仮眠室、休憩スペース等の新設、拡張等に対する支援等の取組を行ってきたところだ。どのような在り方が望ましいか、諸外国の状況も含め調査研究を実施し、対応を検討していきたい。

\*その他、参議院での発言・質問の様子は、参議院インターネット審議中継

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php> からご覧いただけます。

#### 「mini アンフィニ」FAX配信休止のお知らせ

看護連盟会員の皆さんにFAX等で配信してまいりました「mini No. アンフィニ」ですが、このたびNo. 444（配信日未定）でFAX配信を休止させていただくことになりました。今後はメール添付のPDFによる配信、または日本看護連盟ホームページにて閲覧していただくことが可能です。

引き続き、メールによる配信をご希望の方は、ご所属の都道府県看護連盟にご連絡ください。